

# 業務指示書

## パキスタン国貿易・投資促進支援業務

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年7月19日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第一課 九野 優子 Kuno.Yuko@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年7月24日までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件———別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

##### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

##### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号) 第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

##### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。  
② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

##### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていいます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）  
であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿等の提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。  
なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ（第5の3参照）では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 外国籍人材の活用を認めません。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：産業振興にかかる各種業務並びに  
中小企業海外展開にかかる業務

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、25ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（ ）若手加点の対象とする。

（○）若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／投資環境整備アドバイザー）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：投資促進に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：パキスタン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

#### 4) 業務主任者等としての経験

- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 貿易促進アドバイザー】

- 1) 類似業務の経験：貿易促進に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：パキスタン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野　自動車産業振興アドバイザー】

- 1) 類似業務の経験：自動車産業振興に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：パキスタン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。  
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年8月4日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部  
見積書 正1部 写 1部（次項第7参照）  
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参考すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他（以下に記載の経費）

① 本邦招聘、第三国視察に係る経費、②投資環境整備アドバイザー業務の本邦招聘時に実施するセミナー開催経費、③貿易促進アドバイザー業務(イ)ウ.において実施するビジネスマッチング、啓発セミナーに係る経費、④安全対策に係る経費、⑤広報に係る経費

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(PKR1 = 1.07086 円, US\$1 = 111.326 円, EUR1 = 124.403 円)

## 第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) プrezentationは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

(○) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 8月16日(水) 14:00～16:00

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 208会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

#### 1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／投資環境整備アドバイザー  
貿易促進アドバイザー1  
自動車産業振興アドバイザー

#### 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

54.00 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

#### (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## (2) 價格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年8月25日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式》>調達ガイドライン コンサルタント等の調達》>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」  
(URL : [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」  
(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表  
パキスタン国貿易・投資促進支援業務

| 評価項目                            | 配点         |     |
|---------------------------------|------------|-----|
| 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力         | (10.00)    |     |
| (1) 類似業務の経験                     | 6.00       |     |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等             | 4.00       |     |
| 2. 業務の実施方針等                     | (30.00)    |     |
| (1) 業務実施の基本方針の的確性               | 12.00      |     |
| (2) 業務実施の方法の具体性、現実性等            | 12.00      |     |
| (3) 要員計画等の妥当性                   | 6.00       |     |
| (4) その他（実施設計・施工監理体制）            |            |     |
| 3. 業務従事予定者の経験・能力                | (60.00)    |     |
| (1) 業務主任者の経験・能力／<br>業務管理グループの評価 | (30.00)    |     |
| ①業務主任者の経験・能力 総括／投資環境整備アドバイザー    | (24.00)    | ( ) |
| ア) 類似業務の経験                      | 9.00       |     |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験             | 3.00       |     |
| ウ) 語学力                          | 5.00       |     |
| エ) 業務主任者等としての経験                 | 5.00       |     |
| オ) その他学位、資格等                    | 2.00       |     |
| ②副業務主任者                         | ( - )      | ( ) |
| カ) 類似業務の経験                      | —          |     |
| キ) 対象国又は同類似地域での業務経験             | —          |     |
| ク) 語学力                          | —          |     |
| ケ) 業務主任者等としての経験                 | —          |     |
| コ) その他学位、資格等                    | —          |     |
| ③体制、プレゼンテーション                   | ( 6.00)    | ( ) |
| サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション           | 6.00       |     |
| シ) 業務管理体制                       | —          |     |
| (2) 業務従事者の経験・能力： 貿易促進アドバイザー1    | (15.00)    |     |
| ア) 類似業務の経験                      | 8.00       |     |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験             | 2.00       |     |
| ウ) 語学力                          | 3.00       |     |
| エ) その他学位、資格等                    | 2.00       |     |
| (3) 業務従事者の経験・能力： 自動車産業振興アドバイザー  | (15.00)    |     |
| ア) 類似業務の経験                      | 8.00       |     |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験             | 2.00       |     |
| ウ) 語学力                          | 3.00       |     |
| エ) その他学位、資格等                    | 2.00       |     |
| (4) 業務従事者の経験・能力：                | ( )        |     |
| ア) 類似業務の経験                      |            |     |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験             |            |     |
| ウ) 語学力                          |            |     |
| エ) その他学位、資格等                    |            |     |
| (5) 業務従事者の経験・能力：                | ( )        |     |
| ア) 類似業務の経験                      |            |     |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験             |            |     |
| ウ) 語学力                          |            |     |
| エ) その他学位、資格等                    |            |     |
| 総合評点                            | [ 100.00 ] |     |



## 【第2 業務の目的・内容に関する事項】

### 1. 業務の背景

パキスタン・イスラム共和国(以下「同国」)における2016年の実質GDP成長率は5.7%で、セクター別では農業部門▲0.2%、工業部門6.8%、サービス部門5.7%であった(出所:EIU)。同国政府は、2014年8月に発表した長期開発計画「Vision 2025」において、目標年の2025年に年率8%の経済成長の達成を目指している。中でも、「持続的・内生的・包括的な成長」と「民間セクター・起業家精神主導の成長」を重点課題として掲げ、生産性向上と民間投資促進を梃子とする成長を図ることとしている。

しかしながら、同国の経済成長に寄与する輸出、投資は伸び悩んでおり、輸出の約7割を占める織維・食品加工製品の更なる輸出市場拡大や、新たな輸出産業の振興が課題となっている。また、投資の中でも対内直接投資は国際収支改善のみならず、国内産業、特に製造業の高付加価値化と多様化を促進するためには不可欠であるが、ビジネスのやり易さを示す世界銀行の「Doing Business」のランキング(2015年10月発行の2015/2016年版)で同国は依然として全190ヶ国/地域中138位に留まっている。更に製造業の中でも自動車産業は、裾野産業分野が広く、世界第6位の人口を有する市場として、大きな投資ポテンシャルがあるものの、パキスタンにおける自動車の生産台数は約20万台に留まっており(2016年)、隣国インドの約420万台(2015年)とも大きな差が開いている。

このような状況を踏まえ、JICAは2009年から関係する同国の政府機関に対し、それぞれ以下のアドバイザー派遣を通じた能力開発支援を行ってきている。

輸出市場拡大に関しては、商業省傘下の貿易開発庁(Trade Development Authority of Pakistan、以下「TDAP」という)が輸出促進に係る調整・実施機能を担っているが、政策実施・調整能力、企業支援能力、情報発信力、市場開拓に向けた調査研究能力等の不足等が課題となっており、JICAは2009年から、TDAPに対するアドバイザー派遣を通じ、同機関の能力強化に係る支援を行っている。

対内直接投資促進に関しては、連邦投資庁(Board of Investment、以下「BOI」という)が、投資に関する許認可プロセスにおけるワン・ストップ・サービスの強化、経済特区(Special Economic Zone、以下「SEZ」という)の開発、免税等のインセンティブの付与等の調整機能を担っているが、十分な調整機能が発揮されていない現状にある。このため、JICAは2010年から、BOIに対するアドバイザー派遣を通じ、同機関の能力強化に係る支援を行っている。

自動車産業振興に関しては、産業省工業開発局(Engineering Development Board、以下「EDB」という)が、同国の自動車産業振興のための中期計画として、2016年に自動車開発政策(Automotive Development Policy、以下「ADP」という)を策定するとともに、その調整機関となっている。ADPでは新規参入障壁の軽減、合理的な関税制度の構築、品質・保安・環境基準の導入、消費者便益の促進等を進めることを主要な施策として掲げているが、その円滑な実行のためには関係省庁(税務当局、BOI、運輸省、州政府等)の調整が不可欠であり、EDBのイニシアティブと調整機能の強化が課題となっている。このため、JICAは2012年から、EDBに対するアドバイザー派遣を通じ、上記ADPの策定支援を含め、同機関の能力強化に係る支援を行っている。

経済成長に寄与する投資・輸出の拡大、及びそれを促進する製造業、特に自動車産業の振興は相互に関連性が深く、これらに関連する取組や政策が連携し実施される必要があることから、上記3機関を有機的に繋ぐ必要がある。これまでには、各個別専門家を個々に派遣していたが、協力の相乗効果を高めるためには、包括的なアプローチ・協力を実施することが必要とされている。このような観点から、今般、関連する個別専門家業務をチームとして実施することで、より包括的、効果的な取り組みを推進することとした。

## 2. 業務の概要

### (1) 業務の目的

本業務は、個別専門家派遣を通じ投資環境整備、貿易促進、自動車産業振興に係る各カウンターパート機関（以下、「C/P 機関」という）の能力向上支援を行ない、以って、貿易・投資促進にかかる課題や施策が整理・共有されることにより、日・パキスタン間の貿易・投資、日系企業のパキスタン進出が促進され、同国の経済成長に寄与する政策実施強化に資することを目的とする。

### (2) 相手国関係機関

#### 1) C/P 機関

投資環境整備アドバイザー業務: BOI (イスラマバード)

貿易促進アドバイザー業務: TDAP (カラチ)

自動車産業振興アドバイザー業務: EDB (イスラマバード)

なお、自動車産業担当機関の再編の動きがあることから、自動車産業振興アドバイザーのカウンターパート機関は変更になる可能性がある。

#### 2) その他関係機関

連邦歳入局(Federal Board of Revenue、以下「FBR」という)、パンジャブ州政府関係機関(同州歳入局、投資庁等)、シンド州政府関係機関(同州歳入局、投資庁等)、商業省、産業省等。

## 3. 業務の範囲

本業務は、2(2)1)に示す C/P 機関からの要請に基づく専門家派遣を行なうものであり、「2(1) 業務の目的」を達成するため、「4 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5 業務の内容」に示す事項の活動を行うとともに、「6 成果品等」に示す報告書を作成するものである。

## 4. 実施方針及び留意事項

### (1) 専門家チームによる業務の質の向上

本業務は、投資環境分野に係る情報収集・分析、及び貿易・投資促進並びに自動車産業支援に係る C/P 機関の能力向上等の幅広い課題に包括的に対応することが求められるため、多様な知見を有する業務従事者から成るチームを形成し、業務従事者間の密な連携の確保と全体的な調整を図ることで、業務全体の質を高めるよう配慮すること。総括は、全体の調整を行うこと。業務従事者は、各 C/P 機関にて業務を行うことし、配置は以下を想定している。

BOI 投資環境整備アドバイザー1

TDAP 貿易促進アドバイザー1及び貿易促進アドバイザー2/投資環境アドバイザー2/業務調整

EDB 自動車産業振興アドバイザー

#### (2) カウンターパートの主体性の確保

当機構作成による「キャパシティ・ディベロップメント(CD)～途上国の主体性に基づく総合的課題対処能力の向上を目指して」(当機構図書館ウェブサイトからダウンロード可能)を参照のうえ、業務の実施にあたっては C/P 側の主体性と内発性を十分に尊重すること。

#### (3) 日本側関係機関との情報交換・連携

日本とパキスタンは、相互の経済関係強化を図るため官民による定期的な政策対話を実施している。2015 年 11 月には「第5回日本・パキスタン官民合同対話」が開催され、その成果文書には、貿易促進、投資拡大、自動車産業振興に関する方向性に係る提言がなされているところ、業務の実施にあたっては、かかる提言をレビューするとともに日本側関係機関(在パキスタン日本大使館、在カラチ日本総領事館、独立行政法人日本貿易開発機構(以下「JETRO」)、日系企業商工会等)との情報交換や連携・調整が効果的に図られるよう留意すること。あわせて、貿易・投資・進出等に関心のある企業への情報提供を上記日本側関係機関と調整しつつ行うこと。

#### (4) JICAの関連案件との情報交換・連携

現在、JICA はパキスタンにおいて自動車産業振興、輸出産業振興、及び関連する産業人材育成に関して以下の技術協力を実施中のところ、本業務の実施にあたっては必要な情報交換を図り、効果的に業務が推進されるよう留意すること。

1. 個別専門家「車両保安及び排ガス基準策定アドバイザー」(2016 年 9 月～2019 年 1 月)
2. 技術協力プロジェクト「自動車部品製造業技術移転プロジェクト」(2015 年 8 月～2019 年 8 月)
3. 技術協力プロジェクト「アパレル産業技能向上・マーケット多様化プロジェクト」(2016 年 6 月～2020 年 4 月)
4. 技術協力プロジェクト「パンジャブ州技術短期大学機械科強化プロジェクト」(2016 年 2 月～2020 年 1 月)

## 5. 業務の内容

以下に JICA が想定する業務を記載する。コンサルタントはより効果的、効率的に本業務の目的を達成する方法があれば、プロポーザルにて提案すること。業務内容の実施スケジュールについては以下(1)及び(2)に示す業務内容を踏まえつつ、プロポーザルにおいてコンサルタントが提案を行うこと。

#### (1)個別専門家派遣業務(各専門家共通)

2017 年 9 月～2019 年 9 月までの間にシャトル型で計 4 名の個別専門家を派遣することとし、各専門家あたり合計 6 回の渡航並びに各専門家あたり現地 17M/M 程度の業務を想定する。個別専門家業務共通の具体的業務事項は以下①～⑥の通り。

- ①各渡航にあたっては事前に活動対象分野の課題・ニーズを整理し、派遣期間における活動計画(案)を作成、JICA と協議を行い、必要に応じて内容の修正を行う。また、帰国に先立って現地業務結果報告書を作成し、JICA に説明・提出する。なお、各渡航前には JICA 総務部安全管理部にて安全対策ブリーフィングを受けること。
- ②立地インセンティブ(SEZ、輸出加工区の開発・運営状況等)、産業別インセンティブ(製造業／非製造業別、業種別等)、輸出インセンティブ(輸出金融制度、輸出品目に係る免税制度等)の現状について相手国関係機関、民間企業、他ドナー等から情報収集を行う。なお、州政府投資庁等の関係機関からも情報収集を行うこと。また立地インセンティブに関する情報把握は「投資環境整備アドバイザー」、産業別インセンティブのうち特に自動車産業の情報把握にあたっては「自動車産業振興アドバイザー」、その他産業分野は「投資環境整備アドバイザー」、輸出インセンティブの情報把握にあたっては「貿易促進アドバイザー」による実施を想定するが、4名の個別専門家間で協力・連携し、効率的に情報収集を行うこと。
- ③上記インセンティブに関する情報収集及び個別業務や現状調査で得られた情報を包括的に取りまとめ、貿易・投資・進出に関心のある企業への情報提供を積極的に行う。情報提供の手段としては、本邦招へい等の機会に日本でのセミナーを実施する、パンフレットや Web サイトを活用する、ビジネスミッションのパキスタン訪問時にセミナーを実施する、個別企業からの相談受付等を想定しているが、具体的な方法及びその他の効果的な手段があれば提案すること。
- ④貿易・投資・現地進出における現在の障壁、課題を総合的に整理したうえで将来的にどのような協力が必要か検討を行う。
- ⑤相手国関係機関の能力強化支援のために、カウンターパート機関の幹部を対象とした本邦招聘・第三国視察を現地派遣期間中に実施する。(現地派遣期間中に、各アドバイザー業務につき 1 回、計 3 回の本邦招聘、計 1 回の第三国視察の実施を想定している)。招聘・視察の参加者は各回 2 名、期間は移動日を含めて 7 日を目安とし、招聘・視察の時期、内容については JICA の事前確認を得るものとする。第三国視察については、タイまたはベトナムを想定しているが、視察先としてより適切な国の提案があればプロポーザルに記載すること。本邦招聘は、実施業務を契約に含め、本業務を受注したコンサルタントが実施することとし、コンサルタントは「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」(2017 年 6 月)に基づき実施する。本邦招聘・第三国視察に係る経費を積算の上、別見積にて計上する。本邦招聘に関しては、上記ガイドラインに沿って積算すること。第三国視察に関しては、以下のコンサルタントの具体的な業務に基づき積算すること。

- 各種手続き:航空券の手配、ビザの手配、空港送迎、宿舎手配及び宿泊先への支払、保険加入手続き、参加者に対する日当・諸経費の支給、日程に基づく参加者の移動手配(タイもしくはベトナムで実施の際の旅費は、日当 3,600円、宿泊 10,800円を想定)
- 視察プログラムの準備:視察日程及びプログラムの作成、面談先の手配、関連資料の作成
- 視察プログラムの実施・監理:視察日程に基づく参加者の引率及び面談における通訳等、参加者への各種伝達及び招聘・視察プログラム関係者間の連絡・報告・調整、同行中の参加者の病気・怪我等の緊急事態、各種トラブルへの初動対応

なお、投資環境整備アドバイザー業務にかかる本邦招聘時には、計 2 回の本邦(東京・大阪)における投資セミナーを開催または共催することとし、会場経費等関連経費を計上すること(本セミナーにかかる費用は別見積とする)。同セミナーにおいては、招聘参加者からのパキスタンのビジネス環境等についてのプレゼンテーション実施の支援を行なう。加えて、本業務の個別専門家(投資環境整備アドバイザーによる実施を想定するが、この限りではない)より現地派遣期間に得られた調査結果を整理し、プレゼンテーションを行なうことを想定する。同セミナーについては、半日のプログラムを目安とし、1 回あたり 50 名程度の参加を得ることを想定する。

⑥JICA 産業開発・公共政策部が東京で年1回開催している、投資促進分野専門家会合・セミナーに参加し、(投資環境整備アドバイザーを想定している)、パキスタンの投資環境について発表し、他国に派遣されている投資支援専門家との情報交換を行う。2年間で2回実施されることから 2 回分の航空賃を計上すること。

## (2) 個別専門家派遣業務(各専門家業務別)

個別専門家業務別の具体的業務事項は以下①～③の通り。

### ① 投資環境整備アドバイザー業務

#### (ア) 国内作業期間

- 先行案件である「投資環境整備アドバイザー(Ⅱ)」の報告書、パキスタン日系企業商工会による投資環境改善に係る要望書等、国内で入手可能な情報を収集し、案件概要を把握する。特に、世界銀行の「Doing Business」や外国投資家商工会議所(Overseas Investors Chamber of Commerce & Industry、以下「OICCI」という)の「Perception and Investment Survey」、カラチ日本商工会(編著)及び JETRO カラチ事務所(発行)の「パキスタン 政治・経済・産業の手引き」、JETRO「2015 年度アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」については必ず参照し、同国の投資環境の概要を把握する。
  - 既存文献から他のアジア諸国における SEZ の制度的枠組み・実施体制と免税・減税等のインセンティブの付与等について事例を収集し、パキスタンにおける SEZ の事例との比較・検討を行う。
- (イ) 現地派遣期間(現地派遣期間の開始時期は、2017 年 9 月を想定)

- ア. 日系企業商工会、他国企業商工会、世界銀行等の他ドナー及び既存の SEZ 等を BOI とともに訪問してヒアリングを行い、同国の投資環境改善のために取り組むべき課題を改めて整理する。
- イ. 日系企業商工会(カラチ(毎月開催)、イスラマバード(隔月開催))の定期会合に出席し、日系企業、在パキスタン日本国大使館、在カラチ日本国総領事館、JETRO カラチ事務所等と情報共有を行う。
- ウ. BOI 内に開設された経済特区事務局(SEZ Secretariat)の現状を把握するとともに、前任の個別専門家の協力を通じ策定されたアクションプランの実施および改訂につき、BOI への助言及び支援を行なう。
- エ. シンド州及びパンジャブ州政府投資庁等の関係機関を BOI 職員とともに訪問し、BOI と両州投資庁等関係機関との情報交換を促進するとともに、連携の強化を図る。かかる取組みを通じて企業による SEZ への申請時の承認プロセスを迅速化し、ボトルネックとなるインフラ整備やセキュリティ確保の問題に BOI と州政府投資庁等関係機関が連携して取り組む体制を検討する。
- オ. 2015 年改正の SEZ 法、関連法規、法執行に係る標準手続き(Standard Operating Procedure、以下「SOP」という)等の現状を調査・分析し、SEZ の円滑な運営のために必要な法制度等の改善・整備について BOI に対し助言及び支援を行なう。なお、本調査・分析にあたっては、ローカルコンサルタント(法律事務所等を想定)の活用を可とする。本事項におけるローカルコンサルタント上に要する経費については、200 万円を上限とする。
- カ. 上記オ)の結果を踏まえ、必要に応じて BOI とともに財務省及び FBR 等の関連機関と協議し、SEZ の円滑な運営のために必要な法制度等の改善・整備について働きかける。
- キ. 世界第 6 位の豊富な人口を抱える旺盛な消費需要、安価な労働力、ヨーロッパ・中近東等の市場に近い地政学的な優位等、対パキスタン投資をプロモーションするための施策・戦略を BOI とともに検討、実施する。
- ク. キの中で、広報戦略検討に当たってはアジア地域(インドネシア、タイ等)の他国投資促進機関が行った広報戦略の事例を参考にし、投資家向けパンフレットの作成(日本語を含む多言語による)、BOI ウェブサイトの充実、広報ビデオの作成等について BOI に対し助言及び支援を行なう。なお、本事項に係る広報媒体の作成に当たっては、現地広告代理店等の活用を可とする。効果的な広報戦略及び広報媒体をプロポーザルにおいて提案すること。(広報媒体作成費用は別見積とする。)
- ケ. 現地派遣期間の活動を総括するとともに、対パキスタン投資促進のために BOI 及び関係省庁が実施すべき事項を提言として取り纏め、BOI 職員の能力向上並びに同国関係省庁の啓発を目的とした投資環境整備に係るセミナーを実施する。実施に当たっては、他のアジア諸国における SEZ 整備や直接投資に係るインセンティブ付与、投資広報戦略等の事例、世界銀行の「Doing Business」等のデータ及び既往進出企業等からのヒア

リング結果に基づく対パキスタン投資に対する外国企業のパーセプションの現状分析等を踏まえ、現状改善の必要性を具体的に訴求するプレゼンテーションとするよう BOI 職員とともに工夫を行うよう留意すること。(期間は約2日間、場所はイスラマバード及びカラチを想定している。)

## ② 貿易促進アドバイザー業務

### (ア) 国内作業期間

- ア. 先行案件である「貿易促進アドバイザー」の報告書等、国内で入手可能な情報を収集し、案件概要を把握する。
  - イ. 在京パキスタン大使館を表敬訪問するとともに商務官と面談を行い、パキスタン企業と取引のある日本の輸入業者、パキスタンに進出している日系企業や、パキスタン企業との取引に関心を示している日本企業等に関する情報を収集する。
- (イ) 現地派遣期間(現地派遣期間の開始時期は、2017年9月を想定)
- ア. 日系企業商工会の定期会合(月1回カラチにて開催)に出席し、日系企業、在パキスタン日本国大使館及び在カラチ日本国総領事館、JETRO カラチ事務所等と意見交換及び情報収集を行う。
  - イ. 第5回日本・パキスタン官民合同経済対話において設立が提案された合同貿易委員会(Joint Trade Committee: JTC)が開催された際には、同委員会に参加し情報提供を行う。
  - ウ. 同国製品・產品の対日輸出促進に関し、日本、パキスタン、第三国において、TDAPによる日本の輸入業者とパキスタン企業とのビジネス・マッチング、輸出促進に向けた啓発セミナー等の企画・立案を支援する(現地派遣期間中に、計6回以上の実施を想定している。ビジネス・マッチング、セミナー等の内容、実施場所及び回数を提案すること。本セミナー等に係る費用は別見積とする)。なお、支援対象分野は、先行する協力で対日輸出促進を図る戦略的な品目として、(a)繊維製品(ホームテキスタイル、アパレル製品)、(b)農産物・農産加工製品(生鮮マンゴウ、マンゴウ加工食品、ゼラチン、ドライフルーツ等)、(c)皮革製品、(d)手術器具、(e)スポーツ用品の5品目に焦点が当てられたことを踏まえ、検討すること。特に既に主要輸出品目となっている繊維製品、農産物・農産加工製品に重点を置くことが望ましい。
  - エ. 上記ウ.に記載された5品目以外で、対日輸出増加の潜在性を有する製品・產品(1~2品目を目安とする)につき検討を行う。その際、TDAPとともに貿易データ等の既存情報を元に分析を行い、同分析を踏まえた上での当該品目の輸出促進策について助言を行うこと。

- オ. 前任個別専門家の協力により TDAP が開設した対日輸出促進用ウェブサイト (<http://www.jica-tdap.com/>) の充実に向けて、イベントの告知や輸出促進に有益な情報等を提供し、TDAP による同ウェブサイトを通じた情報発信の強化を支援する。
- カ. 現地派遣期間の活動を総括するとともに、対日輸出促進を含む輸出市場拡大のために TDAP が実施すべき事項を提言として取り纏め、TDAP 職員の能力向上を目的とした輸出促進に係るセミナーを実施する。実施に当たっては、特に JETRO 等の海外貿易促進機関と連携し、展示会開催、海外市場調査や業界団体等への対応方法等について TDAP 職員が理解を深める機会となるよう留意すること。(期間は約 2 日間、場所はイスラマバード及びカラチを想定している。)
- キ. TDAP が参加を予定している日本で開催される見本市・展示会への出展支援及び TDAP が国内で開催する見本市・展示会への日本からのミッションの受入支援を行う。
- ク. JETRO との連携強化を支援する。

### ③ 自動車産業振興アドバイザー業務

#### (ア) 国内作業期間

- ア. 先行案件である「自動車産業振興アドバイザー(Ⅱ)」の報告書、ADP 等、国内で入手可能な情報を収集し、案件概要を把握する。

#### (イ) 現地派遣期間(現地派遣期間の開始時期は、2017 年 9 月を想定)

- ア. ADP に規定される諸施策が効果的に実施されるよう EDB に対して助言及び必要な支援を行う。また、必要に応じて ADP の部分的な改善を提案する(注:ADP は対象期間(2016~2021 年)中、必要に応じ内容の改定を行うことが認められている)。なお、ADP の諸施策のうち特に以下の課題に留意すること。

##### a. 新規投資の参入障壁の軽減

ADP では、新規投資に対する優遇措置として 2 つのカテゴリーを設定しているが、各々の基準についてより明確化が求められるとともに、その審査基準・プロセスは十分にシステム化された形とはなっていない現状にある。かかる状況について、EDB 並びに関連機関(BOI 等)や、日系企業を含む民間企業側からもヒアリングを実施し、より望ましい形での新規投資優遇措置について EDB とともに検討を行い、必要な ADP の修正を提案する。

##### b. 関税体系の合理化

先行する協力において、ADP で提案されている自動車部品等の輸入に係る関税体系の一貫性、論理性に問題があることが指摘されていることから、より合理的な関税体系について EDB とともに検討を行い、必要な ADP の修正を提案する。なお、上記 a.に係る優遇関税を含め、自動車部品等の輸入に係る関税体系の現状把握及び分析に

については、必要に応じてローカルコンサルタント(会計事務所等を想定)の活用を可とし、活用する場合の経費については200万円を上限とする。

c. パキスタン自動車研究所(Pakistan Automotive Institute、以下「PAI」)に関する助言

EDBは、PAIの設立をADPの中でも重点施策の一つに位置づけている(注:PAIは、自動車の品質向上、安全性能検査、環境性能向上に向けた試験・研究機関となることが想定されている)。PAIの設立については、先行する協力や、並行して派遣している個別専門家「車両保安及び排ガス基準策定アドバイザー」の業務においても、そのフィージビリティや、業界ニーズ等について検討を実施しているところ、かかる既往協力との情報収集・情報交換を行い、現実的な方策について助言を行う。

- イ. 第5回日本・パキスタン官民合同経済対話において構築された日系自動車メーカーとEDBとの定期協議に参加し、双方による対話を促進する。また、日系企業商工会(カラチ、イスラマバード)の定期会合に出席し、日系企業、在パキスタン日本国大使館、在カラチ日本国総領事館、JETRO カラチ事務所等と情報共有を行う。
- ウ. パキスタン自動車製造業協会(PAMA)及びパキスタン自動車部品工業会(PAAPAM)等の業界団体と必要に応じて情報交換を行い、有益な情報についてEDBへの情報提供・助言を行う。
- エ. 現地派遣期間の活動を総括するとともに、同国の自動車産業振興のためにEDB及びその他関係省庁・機関・業界団体が実施すべき事項を提言として取り纏め、EDBとともにセミナーを実施する。実施に当たっては、計画開発省、産業省、商業省、FBR等の関係省庁並びに業界団体に対し幅広く参加を促し、政策的に同国の自動車産業を振興してゆく必要性の認識が共有されるようなプレゼンテーションとなるよう、EDBとともに工夫を行うよう留意すること。(期間は約2日間、場所はイスラマバード及びカラチを想定している)。

## 6. 成果品等

### (1) 成果品

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、エ「業務完了報告書」とする。

|   | レポート名(注)  | 提出時期   | 部数                         |
|---|-----------|--------|----------------------------|
| ア | ワークプラン    | 各派遣前   | 和文:5部(簡易製本)<br>英文:5部(簡易製本) |
| イ | 現地業務結果報告書 | 各派遣終了時 | 和文:5部(簡易製本)<br>英文:5部(簡易製本) |

|   |           |            |                                   |
|---|-----------|------------|-----------------------------------|
| ウ | インテリムレポート | 2018年10月中旬 | 和文:5部(簡易製本)                       |
| エ | 業務完了報告書   | 2019年10月中旬 | 和文:5部(製本)<br>英文:5部(製本)<br>CD-R 3部 |

(注)ア、イについては各個別専門家ごとに提出することとし、ウ、エについては個別専門家全体を取り纏めて提出することとする。

#### (2) 報告書の仕様

- ① 報告書(業務完了報告書を除く)の作成仕様は、A4版、ワープロ打ち、両面コピー、章毎改頁の編集とし、原則簡易製本とする。
- ② 業務完了報告書の仕様(印刷・製本及び、電子化(CD-R)の仕様)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照し、製本する。
- ③ 添付資料等

別冊形式の資料、及び多量の画像は電子データのみとする。

#### (3) 報告書作成にあたっての留意点

- ① 報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じ図や表を活用する。また英文についてはネイティブ・スピーカーによるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記する。
- ② 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日及び略語表を目次の次の頁に記載する。
- ③ 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠(資料編の項目)との照合が容易に行なえるよう工夫を施す。

#### (4) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、個別専門家全体を取り纏めて、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題

イ 活動に関する写真

## (5)収集資料

業務終了時に契約期間中に収集した資料及びデータを提出する。

## 【第3 業務実施上の条件】

### 1. 業務行程

本件に係る業務行程は、2017年9月中旬に開始し、2019年11月中旬に終了することを目処とする。

### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

#### (1)業務量の目途

業務量は、全体 72M/M を目処とし、効率的、かつ効果的な実施方法を提案する。

#### (2)業務従事者の構成(案)

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家が参加することを想定しているが、業務内容及び業務行程を考慮の上、より適切な業務従事者の構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案することとする。また、以下に記載の格付けは目安であり、これを超える格付提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた本業務全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記のこと。

総括/投資環境整備アドバイザー1(2号)

貿易促進アドバイザー1(2号)

自動車産業振興アドバイザー(2号)

貿易促進アドバイザー2/投資環境整備アドバイザー2/業務調整

## 3. 参考資料

(1)本件に係る以下の資料は、JICA 産業開発・公共政策部 民間セクターグループ第1チームにてデータを配布しますので、お問い合わせください。(問い合わせ先: 民間セクターグループ代表番号:03-5226-8055、メール:[ilgps@jica.go.jp](mailto:ilgps@jica.go.jp))

- ・ パキスタン国貿易促進アドバイザー業務専門家業務完了報告書(2017年4月及び2015年12月)

- ・ パキスタン国投資環境整備アドバイザー(II)業務専門家業務完了報告書(2016年3月)
- ・ パキスタン国自動車産業振興アドバイザー(II)業務専門家業務完了報告書(2016年3月)

(2)本件に係る以下の資料はJICA図書館にて入手可能です。

- ・ パキスタン国 民間セクター活性化のための産業強化調査ファイナルレポート(2006年11月)  
[http://libopac.jica.go.jp/images/report/11836400\\_01.pdf](http://libopac.jica.go.jp/images/report/11836400_01.pdf) (表紙～2章)  
[http://libopac.jica.go.jp/images/report/11836400\\_02.pdf](http://libopac.jica.go.jp/images/report/11836400_02.pdf) (3章～ANEX)
- ・ パキスタン国 産業育成協力プログラム(カラチ投資環境整備)準備調査(産業インフラ整備)最終報告書(2012年9月)  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12114468.pdf>
- ・ パキスタン国 産業育成協力プログラム(カラチ投資環境整備)準備調査(投資政策制度改善)ファイナルレポート(2012年9月)  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12114443.pdf>

#### 4. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する法人等に再委託して実施することを認める。

- (1)SEZ関連法規・行政手続きに関する現状調査業務
- (2)投資促進広報戦略調査・媒体作成業務
- (3)自動車産業関連関税に関する現状調査業務

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

#### 5. その他留意事項

##### (1)複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

##### (2)安全管理

- 1) パキスタン国内ではしばしばテロ対策として携帯電話サービスが停止することから、有事の安全対策として、コミュニケーションツールを複数確保し、無線 LAN 接続可能な携帯電話(スマートフォン)に加え、無線インターネット用のデータ通信端末(モバイルルーター、現地にて入手可能)等を用意すること。また、必要経費を見積書に計上すること。
- 2) 渡航に当たってはたびレジに登録すること。また現地での業務実施に当たっては在パキスタン日本大使館(必要に応じて、在カラチ日本国総領事館)、JICA パキスタン事務所との逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密にとること。また、パキスタン国内での安全対策については JICA パキスタン事務所安全班の指示に従うこと。
- 3) 治安面が不安定になる可能性があることから、ラマダン時期(2018 年 5 月中旬～6 月下旬、2019 年 5 月上旬から 6 月中旬)を避けて現地業務計画を立てること。
- 4) 現地業務中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。
- 5) 宿舎については JICA の安全基準を満たす必要があるため、確保に際しては JICA パキスタン事務所の指示に従い、必要な措置を講じなければならない。
- 6) カラチ市内で活動を行う際は、以下の安全対策措置を講じることになっているため、必要経費を見積書に計上すること。なお、本措置に係る経費は別見積とする。
  - ア.セキュリティ会社からの武装警護を雇用し、車輌に同乗させる。
  - イ. 使用する車輌は全てランドクルーザー・タイプのものとする。

#### (3)一般管理費等の加算

本業務の対象地域は、治安面で十分安定しているとは言いがたい地域であり、通常とは異なる環境下での特殊な業務が必要とされる。このため、一般管理費等の率について 10%を上限として加算し、一般管理費等を計上することができるものとする。

#### (4)特別宿泊料単価について

カラチ市内における宿泊については、安全上の理由から原則当機構が指定する宿泊施設を利用することとする。宿泊料の積算にあたっては、1 泊当たりの単価を 17,300 円として見積もること。

以上

